＜別紙１＞

（介護予防）短期入所生活介護　富山西ショートステイ

重要事項説明書

（令和 ８年 ８月 １日）

１．事業所の概要

（１）事業所の名称等

・事業所名　　富山西ショートステイ

・開設年月日　　平成 29 年 11 月　１日

・所在地　　富山県富山市婦中町下轡田 1010 番地

・電話番号　　TEL　076-461-5588　　FAX　076-465-5627

・管理者名　　扇谷　智加子

・介護保険事業者番号　　１６７０１１４２１２

（２）事業の目的及び運営方針

・事業の目的

要介護状態もしくは要支援状態と認定された利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とする。

・運営の方針

①　事業所は、利用者の心身の状態を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において営むことができるよう、介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

②　事業所は、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

③　事業の実施にあたっては、関係自治体、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の保健・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域や家族との結びつきも重視した運営を行う。

（3）事業所の職員体制

| 職種 | 常勤換算 | 業務内容 |
|---|---|---|
| 管理者 | １名 | 従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行う |
| 医師 | １名以上 | 利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに事業所の衛生管理等の指導を行う |
| 生活相談員 | １名以上 | 利用者が日常生活を営むことができるよう、生活指導及び介護に関する相談及び援助を行う |
| 看護職員 | あわせて<br>利用者３名ごとに<br>１名以上 | 利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置等と日常生活の支援を行う |
| 介護職員 | | 利用者の心身の状況を的確に把握し、自立的な日常生活を営むための介護を行う |
| 管理栄養士<br>（兼務） | １名以上 | 献立の作成、栄養指導、栄養相談等の食事に関する管理を行う |
| 機能訓練指導員 | １名以上 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため機能訓練、訓練指導及び助言を行う |

（4）定員　　２０名　（個室・１４室　、３人室・２室）

（5）通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、富山市になります。

そのほかの地域につきましては、ご相談ください。

２．サービス内容

① 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。）

朝食　７：３０～　　昼食　１２：００～　　夕食　１８：００～

③ 入浴（ご利用者の身体の状態に応じた入浴方法で対応いたします。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ 機能訓練

⑦ 相談援助

⑧ 栄養管理・食事管理

⑨ 口腔機能管理・口腔衛生管理

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

３．協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関名

名　称　　富山西リハビリテーション病院

住　所　　富山市婦中町下轡田 1010

・協力歯科医療機関名

名　称　　富山西総合病院

住　所　　富山市婦中町下轡田 1019

※緊急時の連絡先

緊急の場合は、利用契約時にご記入いただいた連絡先に連絡いたしますので、必ず連絡が取れる連絡先（ご自宅・携帯電話・勤務先電話等）をご記入ください。

４．利用にあたっての留意事項

・当事業所のご家族での送迎対応可能時間は下記の時間帯になります。

ご家族送迎　　入所時間　　８：３０　～　１０：００（土日祝を除く）

退所時間　１０：００　～　１６：３０（全日）

・所持品、備品等の持ち込み

所持品、備品等の持ち込みは事業所にご相談ください。

・金銭、貴重品の持ち込み

金銭、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

・飲食物の持ち込み

食中毒等の危険性があるため、生もの、賞味期限切れ等の食品の持ち込みはご遠慮ください。また、その他の飲食物の持ち込みも誤嚥等の危険性のある利用者や健康管理上の問題がある利用者もおられるのでご遠慮していただくようお願いいたします。

・喫煙

当敷地内は全面禁煙となっております。

・ハラスメント

当事業所は、サービス提供を確保する観点から職員や他利用者に対する各ハラスメント行為や暴力行為が認められる場合は介護サービスを中止させていただく場合があります。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、屋内消火栓

・防災訓練　　年２回

６．禁止事項

当事業所では、利用される全ての方に安心して過ごしていただくために利用者の「営利行為」「宗教の勧誘」「特定の政治活動」の行為は禁止します。

７．損害賠償

当事業所の責任により利用者に生じた損害には、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる際には、当事業所の損害賠償を減じる場合があります。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　あいおいニッセイ同和損保

保険名　　介護保険・社会福祉事業者総合保険

８．要望及び苦情等の相談

（１）当事業所の窓口

当事業所には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話　０７６－４６１－５５８８）

・苦情解決責任者　　管理者　　扇谷　智加子

・苦情相談担当者　　生活相談員　山本　明香

・受付時間　　月曜日　～　金曜日　　８：３０　～　１７：１５

また、備え付けの「ご意見箱」を利用していただいても構いません。管理者、生活相談員または苦情処理委員会にて速やかに対応し、相談者に回答します。

（２）行政機関その他の苦情受付機関

| | |
|---|---|
| 富山市介護保険課 | 所在地　富山市新桜町 7-38<br>電話番号　443-2041　FAX 443-2076<br>受付時間　月～金　8:30 ～ 17:15 |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地　富山市下野字豆田 995-3<br>電話番号　431-9833　FAX 431-9850<br>受付時間　月～金　8:30 ～ 17:00 |
| 富山県福祉サービス運営適正化委員会<br>（サンシップとやま　２Ｆ） | 所在地　富山市安住町 5-21<br>電話番号　432-3280　FAX 432-6146<br>受付時間　月～金　9:00 ～ 17:00 |

９．事故が発生した場合の対応

① 事故発生時には、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。

② 速やかに富山市、利用者の家族等に連絡を行うとともに事故の状況を説明し、事故に至る経緯、経過、原因等を分析し、事故防止対策を検討します。

③ サービス提供等により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０．虐待防止に関する取り組み

当事業所では、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の取り組みを実施しています。

① 虐待の防止のための指針を整備すること。

② 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年１回以上実施すること。

③ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと

| | |
|---|---|
| 担当者 | 管理者　扇谷　智加子 |

１１．第三者評価の実施状況

現在は、提供するサービスの第三者評価は、実施していません。

＜別紙２＞

（介護予防）短期入所生活介護　重要事項説明書

利用料金等について

（令和 ８年 ８月 １日）

１．介護保険証等の確認

利用の申し込みにあたり、利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

２．利用料金（介護保険負担割合証により、自己負担額は１割から３割となります。）

（１）短期入所生活介護の基本料金

・単独型短期入所生活介護費

| 日額 | 要介護度 | 単位数（単位） | 利用者負担額（円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割 | ２割 | ３割 |
| 多床室 | 要介護１ | 645 単位 | 655 円 | 1,311 円 | 1,967 円 |
| | 要介護２ | 715 単位 | 727 円 | 1,454 円 | 2,181 円 |
| | 要介護３ | 787 単位 | 800 円 | 1,600 円 | 2,400 円 |
| | 要介護４ | 856 単位 | 870 円 | 1,741 円 | 2,611 円 |
| | 要介護５ | 926 単位 | 941 円 | 1,883 円 | 2,825 円 |
| 従来型個室 | 要介護１ | 645 単位 | 655 円 | 1,311 円 | 1,967 円 |
| | 要介護２ | 715 単位 | 727 円 | 1,454 円 | 2,181 円 |
| | 要介護３ | 787 単位 | 800 円 | 1,600 円 | 2,400 円 |
| | 要介護４ | 856 単位 | 870 円 | 1,741 円 | 2,611 円 |
| | 要介護５ | 926 単位 | 941 円 | 1,883 円 | 2,825 円 |

・連続６１日以上使用した場合の単独型短期入所生活介護費

| 日額 | 要介護度 | 単位数（単位） | 利用者負担額（円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割 | ２割 | ３割 |
| 多床室 | 要介護１ | 589 単位 | 599 円 | 1,198 円 | 1,797 円 |
| | 要介護２ | 659 単位 | 670 円 | 1,340 円 | 2,010 円 |
| | 要介護３ | 732 単位 | 744 円 | 1,488 円 | 2,233 円 |
| | 要介護４ | 802 単位 | 815 円 | 1,631 円 | 2,446 円 |
| | 要介護５ | 871 単位 | 885 円 | 1,771 円 | 2,657 円 |
| 従来型個室 | 要介護１ | 589 単位 | 599 円 | 1,198 円 | 1,797 円 |
| | 要介護２ | 659 単位 | 670 円 | 1,340 円 | 2,010 円 |
| | 要介護３ | 732 単位 | 744 円 | 1,488 円 | 2,233 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 要介護 4 | 802 単位 | 815 円 | 1,631 円 | 2,446 円 |
| | 要介護 5 | 871 単位 | 885 円 | 1,771 円 | 2,657 円 |

（２）短期入所生活介護の加算料金

①送迎加算

短期入所時及び退所時に送迎を行った場合　１８４単位/片道

②機能訓練指導員配置加算

常勤の理学療法士等を１名以上配置した場合　１２単位/日

③個別機能訓練加算

理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に
機能訓練を行った場合　５６単位/日

④生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位/月

生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位/月

⑤看護体制加算（Ⅰ）　４単位/日

看護体制加算（Ⅱ）　８単位/日

看護体制加算（Ⅲ）イ　１２単位/日

看護体制加算（Ⅳ）イ　２３単位/日

⑥医療連携強化加算

看護職員による定期的な巡視や医師と連絡が取れない場合の
対応を取り決めている場合　※利用者の病状も要件　５８単位/日

⑦口腔連携強化加算　５０単位/月

⑧生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　１００単位/月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　１０単位/月

⑨看取り連携体制加算　６４単位/日

⑩夜勤職員配置加算

夜勤を行う介護職員又は看護職員が最低基準を１名以上
上回って配置している場合　１３単位/日

⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算　２００単位/日

⑫若年性認知症利用者受入加算　１２０単位/日

⑬緊急短期入所受入加算　９０単位/日

⑭療養食加算　８単位/食

⑮在宅中重度者受入加算

看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）を算定している場合　４２１単位/日

看護体制加算（Ⅱ）または（Ⅳ）を算定している場合　４１７単位/日

看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）、および（Ⅱ）または（Ⅳ）算定している場合　４１３単位/日

看護体制加算を算定していない場合　４２５単位/日

⑯サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　２２単位/日

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１８単位/日

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　６単位/日

⑰介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１６．３％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１７．６％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１５．９％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１７．２％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１３．６％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１１．３％を加算する

⑱地域区分（富山市：７等級）

基本料金と①～⑯の各加算料金の総額に１．７％を乗じる

⑲連続 31 日以上 60 日利用する場合（61 日以降は算定しない）　30 単位減算/日

⑳身体拘束廃止未実施減算　所定単数の 99%で算定

㉑高齢者虐待防止措置未実施減算　所定単数の 99%で算定

㉒業務継続計画未策定減算　所定単数の 99%で算定

（３）介護予防短期入所生活介護の基本料金

・単独型介護予防短期入所生活介護費

| 日額 | 要介護度 | 単位数（単位） | 利用者負担額（円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1 割 | 2 割 | 3 割 |
| 多床室 | 要支援 1 | 479 単位 | 487 円 | 974 円 | 1,461 円 |
| | 要支援 2 | 596 単位 | 606 円 | 1,212 円 | 1,818 円 |
| 従来型 | 要支援 1 | 479 単位 | 487 円 | 974 円 | 1,461 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 個室 | 要支援２ | 596 単位 | 606 円 | 1,212 円 | 1,818 円 |

・連続３１日以上使用した場合の単独型短期入所生活介護費

| 日額 | 要介護度 | 単位数（単位） | 利用者負担額（円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割 | ２割 | ３割 |
| 多床室 | 要支援１ | 442 単位 | 449 円 | 899 円 | 1,348 円 |
| | 要支援２ | 548 単位 | 557 円 | 1,114 円 | 1,671 円 |
| 従来型個室 | 要支援１ | 442 単位 | 449 円 | 899 円 | 1,348 円 |
| | 要支援２ | 548 単位 | 557 円 | 1,114 円 | 1,671 円 |

（４）介護予防短期入所生活介護の加算料金

①送迎加算

短期入所時及び退所時に送迎を行った場合　１８４単位/片道

②機能訓練指導員配置加算

常勤の理学療法士等を１名以上配置した場合　１２単位/日

③個別機能訓練加算

理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に

機能訓練を行った場合　５６単位/日

④生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位/月

生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位/月

⑤口腔連携強化加算　５０単位/月

⑥生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　１００単位/月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　１０単位/月

⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算　２００単位/日

⑧若年性認知症利用者受入加算　１２０単位/日

⑨療養食加算　８単位/食

⑩サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　２２単位/日

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１８単位/日

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　６単位/日

⑪介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１６．３％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１７．６％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１５．９％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１７．２％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１３．６％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１１．３％を加算する

⑫地域区分（富山市：７等級）

基本料金と①～⑮の各加算料金の総額に１．７％を乗じる

⑬連続 31 日以上 60 日利用する場合（61 日以降は算定しない）　30 単位減算/日

⑭身体拘束廃止未実施減算　所定単数の 99%で算定

⑮高齢者虐待防止措置未実施減算　所定単数の 99%で算定

⑯業務継続計画未策定減算　所定単数の 99%で算定

（５）その他の料金

①滞在費（１日あたり）

| | 第１段階 | 第２段階 | 第３段階 | 第４段階 |
|---|---|---|---|---|
| 多床室 | ０円 | ４３０円 | 430~530 円 | １，３４４円 |
| 従来型個室 | ３８０円 | ４８０円 | 880~980 円 | １，８３３円 |

※ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限になります。

②食費

| | 第１段階 | 第２段階 | 第３段階 | 第４段階 |
|---|---|---|---|---|
| 朝食 | | | | ６１６円 |
| 昼食 | | | | ８１４円 |
| 夕食 | | | | ７８１円 |
| 食費 | ３００円 | ６００円 | 1,030~1,360 円 | ２，２１１円 |

※食材費及び調理費が含まれています。

※ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限になります。

③日用消耗品費（１日あたり）　１５３円

（別紙３、利用料金表参照）

（６）支払い方法

・毎月１０日までに前月分の請求書を発行し、所定の方法により交付します。

・お支払いいただきますと所定の方法により領収書を発行します。

・支払い方法は、話し合いのうえ、双方合意の方法によります。

①金融機関口座自動引き落としの場合は、毎月１７日までにお支払いください。

②その他の場合は、その月の末日までお支払いください。

＜別紙３＞　　重要事項説明書（利用料金表）

（令和 8年 6月 1日）　現在

| | |
|---|---|
| 滞在費　多床室<br>従来型個室 | １，３４４円/日<br>１，８３３円/日 |
| 室料　個室 | ２，０３７円/日 |
| テレビ利用料 | ２２０円/日 |
| 食　費 | ６１６円/朝<br>８１４円/昼<br>７８１円/夕 |
| 日用消耗品費 | １５３円/日 |

＜別紙４＞

―個人情報の利用目的―

富山西ショートステイでは、利用者様の尊厳を守り、安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりと定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔富山西ショートステイ内部での利用目的〕

・当事業所が利用者様に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者様に係る当事業所の管理業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・管理
　－事故等の報告
　－当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当事業所が利用者様に提供する介護サービスのうち
　－利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
　－利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち
　－介護・医療サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
　－当事業所において行われる学生の実習への協力
　－当事業所において行われる事例研究等

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供